



# 長野県報

3月15日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1846号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称又は所在地の変更（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（地域福祉課）	4
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	9
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	10
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	11
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	11

### 公 告

一般競争入札（税務課）	12
建設業法に基づく建設業の許可の取消し（土木政策課）	13
一般競争入札（土木政策課）	18
警備業法に基づく検定（生活安全企画課）	19
一般競争入札（人事課）	20
一般競争入札（教育総務課）	21
一般競争入札（4件）（高校教育課）	21
一般競争入札（特別支援教育課）	25
一般競争入札（2件）（教学指導課）	25

**長野県告示第113号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5744-4	平成18年12月31日
三澤歯科医院	松本市島内4589	平成18年10月31日
村上医院	上田市大手1丁目5373番地11 1階	平成18年12月17日
山口耳鼻咽喉科医院	伊那市伊那1907-1	平成18年12月19日
原産婦人科医院	伊那市伊那1691	平成18年4月16日
山口歯科クリニック	東御市島川原80-1	平成18年9月30日

地域福祉課

**長野県告示第114号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
歯科ナカタ	松本市深志1丁目1番21号	歯科ナカタ	中田歯科医院	平成18年3月24日
松本村井とをしや薬局	松本市芳川村井町1717番地4	松本市芳川村井町1717番地4	松本市芳川村井町大堰口10-1	平成18年9月26日
木村歯科医院	松本市筑摩1丁目21-6	松本市筑摩1丁目21-6	松本市筑摩1丁目15-15	平成18年11月30日
加賀美薬局	松本市大字芳川村井町237番地22	有限会社加賀美	有限会社加賀美薬局	平成18年12月10日
加賀美薬局	松本市大字芳川村井町237番地22	加賀美薬局	有限会社加賀美薬局	平成18年12月10日
痛みの外来藤田医院ペインクリニック	伊那市伊那部2163	痛みの外来藤田医院ペインクリニック	藤田医院ペインクリニック	平成18年12月1日
広丘野村とをしや薬局	塩尻市広丘野村2187番地	塩尻市広丘野村2187番地	塩尻市広丘野村797番地3	平成18年9月8日
島谷医院	千曲市杭瀬下5丁目21番地2	千曲市杭瀬下5丁目21番地2	千曲市杭瀬下571-2	平成18年11月21日

地域福祉課

## 長野県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
織田醫院 中軽井沢診療所	北佐久郡軽井沢町長倉2858-4	平成19年1月21日
ほのぼの歯科	上伊那郡辰野町大字伊那富3898-1	平成18年11月1日
アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村宮ノ上1284-9	平成19年1月1日
市川内科クリニック	上伊那郡南箕輪村1548-2	平成19年2月1日
ヘルシーズみたけ薬局	木曽郡木曽町三岳6497-5	平成18年12月1日
長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院付属メンタルケアセンターあづみ	北安曇郡池田町大字池田3169番地1	平成18年12月1日
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5744-4	平成19年1月1日
医療法人社団まつもと眼科クリニック	松本市中央1-3-2 田中屋第一ビル3階	平成18年4月1日
こばやしクリニック	松本市梓川倭2432-2	平成18年12月6日
神應透析クリニック	松本市筑摩2丁目17番5号	平成18年12月20日
ドレミ薬局	松本市寿南1-23-12	平成19年1月1日
みずき薬局	松本市大字芳川村井町231-8	平成19年2月1日
上田整形外科クリニック	上田市常田2-5-16	平成18年11月6日
村上医院	上田市大手1丁目2-6	平成18年12月18日
たぐち薬局	上田市住吉竈田312-14	平成19年2月1日
大瀬木薬局	飯田市大瀬木1106-17	平成18年7月1日
岸耳鼻咽喉科医院	諏訪市諏訪二丁目1番29号	平成19年2月14日
西尾歯科医院	伊那市西春近5149-2	平成19年2月1日
松本歯科大学メディカルクリニック	塩尻市広丘郷原1763-50	平成18年11月1日
中山外科内科	塩尻市大門八番町10番3号	平成18年11月1日
くすりの志水	塩尻市宗賀71-688	平成18年12月1日
コスマ歯科矯正クリニック	佐久市臼田622-18	平成18年6月1日
さとう泌尿器科クリニック	佐久市岩村田1801番地1	平成18年8月4日
佐久長土呂クリニック	佐久市長土呂字北ノ中原803-26	平成18年10月23日
さくら薬局 長野浅間店	佐久市岩村田1337-2	平成18年10月1日
木内歯科医院	佐久市中込1-24-12	平成18年11月1日
とうみ歯科	東御市島川原80-1	平成18年10月1日

## 2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	訪問看護ステーションちくほく	東筑摩郡麻績村麻3890-1	平成18年12月1日

地域福祉課

## 長野県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指定年月日
伊藤 孝男	一	飯田市上郷飯沼811-1	平成18年10月1日
宮本隼人	上田鍼灸整骨院	上田市常田2-15-16	平成18年11月1日
依田篤志	よだ整骨院	小諸市御影新田2418-51	平成19年2月1日
大塚祥司	松川整骨院	中野市大字中野1853	平成19年1月1日
山崎裕	みゆき野整骨院	飯山市大字飯山2279番3	平成19年1月1日
岡村哲弥	一	安曇野市豊科2913	平成19年2月1日

地域福祉課

## 長野県告示第117号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 小県郡 長和町 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市のうち 赤穂 上伊那郡 飯島町 飯田市のうち 飯田	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	ブルセラ病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている急速凝集反応法 結核病 家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている皮内注射法

	松尾 座光寺 下久堅 下伊那郡 松川町 平谷村 根羽村 木曾郡 木曾町のうち 三岳 安曇野市のうち 明科 東筑摩郡 波田町 山形村 朝日村 筑北村のうち 本城 坂井 北安曇郡 松川村 長野市 上水内郡 信州新町 飯綱町 平出 柳里 小玉 牟礼 豊野 川上 古町 坂口 高坂 黒川 袖之山 地蔵久保 千曲市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 下水内郡 栄村		
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛	
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口のうち 野辺山原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成19年 4月1日 から 平成20年 3月31日 まで

西春近 駒ヶ根市のうち 赤穂 中沢 東伊那 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 鼎 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 豊丘村 天龍村 売木村 木曽郡 木曽町のうち 福島 日義 三岳 松本市のうち 桦川 安曇野市のうち 明科 三郷 堀金 東筑摩郡 波田町 山形村 朝日村 筑北村のうち 本城 坂井 北安曇郡 松川村 長野市 上水内郡 飯綱町 中条村 千曲市 塙科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村			
佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡	繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛		

川上村	
南牧村	
東御市	
小県郡	
長和町	
岡谷市	
諏訪郡	
富士見町のうち	
富士見	
落合	
伊那市のうち	
西箕輪	
西春近	
駒ヶ根市のうち	
赤穂	
中沢	
東伊那	
上伊那郡	
箕輪町のうち	
中箕輪	
飯島町	
南箕輪村のうち	
南原区	
飯田市のうち	
竜丘	
飯田	
松尾	
座光寺	
下久堅	
龍江	
鼎	
上村	
南信濃	
下伊那郡	
松川町	
阿南町	
平谷村	
根羽村	
下條村	
豊丘村	
天龍村	
壳木村	
木曽郡	
木曽町のうち	
福島	
日義	
三岳	
松本市のうち	
梓川	
安曇野市のうち	
明科	
三郷	
堀金	
東筑摩郡	
波田町	
山形村	
朝日村	
筑北村のうち	
本城	
坂井	
北安曇郡	
松川村	
長野市	
上水内郡	
飯綱町	
中条村	
千曲市	
埴科郡	
坂城町	
上高井郡	
小布施町	
高山村	

	中野市 飯山市 下高井郡 木島平村			
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨーネ病発生予防のため	県内全域	1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている酵素免疫測定法又はヨーニン検査
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	酵素免疫測定法
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	採卵鶏、種鶏、育雛鶏のいずれか又は合わせて1,000羽以上飼養している農場及び所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査 (年4回、概ね四半期ごとに1回実施)
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛（平成18年11月から平成19年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成19年6月1日から平成19年11月30日まで	ブルータング 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 中和試験

畜産課

**長野県告示第118号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

蟹沢、権現沢1、権現沢2、滝坂沢、犀沢、泥沢、佐平沢、まむし沢、黄金沢、太田沢、寺沢1、寺沢2、金山沢、勝手沢1、勝手沢2及びごげん沢

## 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第119号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

滝ノ入、東ノ入、矢崎、赤林1、赤林2、赤林3、不動川1、不動川2、西とや、東とや、堂平、梁ノ木沢、前山、鬼岩、八木沢、久保川1、久保川2、樽沢川1、樽沢川2、樽沢川3、水沢1及び水沢2

## 2 指定の区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第120号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

蟹沢、滝坂沢、犀沢、泥沢、まむし沢、黄金沢、太田沢、寺沢1、寺沢2、金山沢、勝手沢1及び勝手沢2

## 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝擊に関する事項

## る事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第121号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

滝ノ入、東ノ入、矢崎、赤林1、赤林2、赤林3、不動川1、西とや、東とや、堂平、梁ノ木沢、前山、鬼岩、八木沢、久保川1、久保川2、樽沢川1、樽沢川2、樽沢川3、水沢1及び水沢2

## 2 指定の区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝擊に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第122号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

小市団地西、住吉台、松ヶ丘、小市団地、小市団地南、住吉台東、園沖（1）、園沖（2）、小市3丁目、園沖（3）、園沖（5）、園沖（6）、園沖（7）、園沖（8）、小市2丁目（1）、小市2丁目（2）、小市2丁目（3）、松ヶ丘小学校、小市2丁目（4）、小市2丁目（5）、小市2丁目（6）、小市1丁目（1）、小市1丁目（2）、小市1丁目（3）、小市1丁目（4）、住沢、西河原（1）、西河原（2）、西河原（3）、西河原（4）、西河原（5）、西河原（6）、西河原（7）、西河原（8）、安茂里大門（1）、安茂里大門（2）、杏花台（1）、杏花台（2）、杏花台（3）、杏花台（4）、平柴（1）、杏花台（5）、差出北、平柴（2）、平柴（3）、弥勒寺（1）、弥勒寺（2）、平柴（4）、中屋敷（1）、中屋敷（2）、平柴（5）、平柴（8）、平柴（6）、平柴（7）、北村西沖、夏目ヶ原、平柴（8）、小柴見（1）及び小柴見（2）

## 2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂

防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

**砂防課**

**長野県告示第123号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

不動1、不動2、不動3、西原1、西原2、滝ノ入A、松原西、松原東、東ノ入A、矢崎1、矢崎2、馬場、北坪井、坪井、便六、中塙1、中塙2、中塙3、沖渡橋1、中久保、上川久保、平塙、関場西、関場久保、関場東、宮村、前原1、前原2、田中島、日向、堂平A、入部石、梁ノ木沢A、荻久保1、荻久保2、荻久保3、荻久保4、出来山1、出来山2、返目南、返目北、鎌田南、鎌田北、下牛窪、牛窪南、牛窪北1、牛窪北2、牛窪北3、山田入1、山田入2、山田入3、山田入4、山田入5、山田入6、奥日影1、奥日影2、奥日影3、下平東、下平西1、下平西2、子安橋東、稻荷、藤沢1、藤沢2、北ノ久保北、北ノ久保南、藤沢橋西、頓原北、頓原1、頓原2、頓原3、頓原4、樋沢橋北、樋沢橋東1、樋沢橋東2、樋沢橋東3、裏原南、樋沢橋南、大崖1、大崖2、大崖3、沖渡橋2、沖渡橋3、紫裏北、駒場橋南、大崖4、大崖5、大崖6、大崖7、大崖8、北平、蛇抜1、蛇抜2、鷹放、勝山西、勝山東、滝ノ入南、滝ノ入北、月生、水沢、鞍掛東及び鞍掛西

2 指定の区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第124号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

小市団地西、住吉台、松ヶ丘、小市団地、小市団地南、住吉台東、園沖（1）、小市3丁目、園沖（6）、園沖（7）、園沖（8）、小市2丁目（1）、小市2丁目（3）、小市2丁目（4）、小市2丁目（5）、小市2丁目（6）、小市1丁目（1）、小市1丁目（2）、小市1丁目（3）、小市1丁目（4）、住沢、西河原（1）、西河原（2）、西河原（3）、西河原（4）、西河原（5）、西河原（7）、西河原（8）、安茂里大門（1）、安茂里大門（2）、杏花台（3）、平柴（1）、平柴（3）、弥勒寺（1）、弥勒寺（2）、

平柴（4）、中屋敷（1）、平柴（5）、平柴（6）、北村西沖、夏目ヶ原、平柴（8）、小柴見（1）及び小柴見（2）

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

**長野県告示第125号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

西原1、西原2、滝ノ入A、東ノ入A、矢崎1、矢崎2、馬場、北坪井、坪井、便六、中塙1、中塙2、中塙3、中久保、平塙、関場西、関場久保、関場東、宮村、前原2、田中島、日向、堂平A、荻久保3、荻久保4、出来山2、返目北、鎌田北、山田入1、山田入2、山田入3、山田入4、山田入5、山田入6、奥日影1、奥日影2、奥日影3、下平東、下平西1、稻荷、藤沢1、藤沢2、樋沢橋東1、樋沢橋南、大崖8、北平、蛇抜1、蛇抜2、鷹放、滝ノ入南、滝ノ入北、月生、水沢、鞍掛東及び鞍掛西

2 指定の区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

**砂防課**

## 長野県告示第126号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年3月14日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年3月15日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
大町合同庁舎売店	大町市大字大町1058-2	大町市大字大町1058-2 大町合同庁舎内

会計課

## 選告示第9号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成19年3月15日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

35,460
362,160
11,903
17,154
21,065
12,621
25,441
18,875
10,275
15,123
27,501
9,815
11,197
6,915
14,935
97,033
54,789
32,754
14,894
28,101
14,165
19,776
11,966
16,515

35,446
362,047
11,877
17,173
21,034
12,616
25,416
18,822
10,246
15,080
27,518
9,822
11,190
6,893
14,887
97,020
54,828
32,773
14,865
28,099
14,157
19,757
11,984
16,535

に改める。

9,146
11,390
8,067
8,959
14,952
17,123
10,601
17,946

9,169
11,401
8,041
8,943
14,956
17,119
10,592
17,957

選挙管理委員会

別表中

を